

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	宮若市・直方市・鞍手町・小竹町

直鞍地域鳥獣被害防止計画

<代表連絡先>

事務局 宮若市 農政課
所在地 宮若市宮田 2 9 - 1
電話番号 0949-32-0518
F A X 番号 0949-32-9420
メールアドレス nourin@city.miyawaka.lg.jp

令和 5~6 年度

事務局 直方市 農業振興課
所在地 直方市殿町 7 - 1
電話番号 0949-25-2160
F A X 番号 0949-25-2269
メールアドレス n-nogyo@city.nogata.lg.jp

事務局 鞍手町 産業振興課
所在地 鞍手郡鞍手町大字中山 3 7 0 5
電話番号 0949-42-2111
F A X 番号 0949-42-5693
メールアドレス nousei@town.kurate.lg.jp

令和 4 年度

事務局 小竹町 農政環境課
所在地 鞍手郡小竹町大字勝野 3 1 6 7 - 1
電話番号 0949-62-1167
F A X 番号 0949-62-1140
メールアドレス sangyou@town.kotake.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、アライグマ、カワウ、アナグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	福岡県直方市・宮若市・小竹町・鞍手町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	14,322 千円	13.48ha
	麦類	62 千円	0.23ha
	豆類	393 千円	1.89ha
	果樹等	14,481 千円	2.17ha
	野菜類	千円	ha
シカ	水稲	815 千円	0.50ha
	麦類	110 千円	0.09ha
	豆類	308 千円	0.09ha
	スギ	1,149 千円	1.30ha
	ヒノキ	4,056 千円	4.21ha
カラス	果樹等	226 千円	0.03ha
アライグマ		—	—
アナグマ		—	—
カワウ		—	—
合 計		35,922 千円	23.99ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシの被害は、直轄地域全域に発生しており、年間を通して田や畑、果樹園等の農作物において被害が発生している。活動範囲は、中山間区域のみならず、集落周辺や市街地にまで及んでおり、目撃情報や被害報告が後を絶たない。

シカについては、特に宮若市の中山間区域で水稲や果樹等の被害が発生しており、直方市、鞍手町においても目撃情報が多発している。

近年は、宮若市の内陸部においても被害が発生している。

カラスについても、特に宮若市で果樹等の被害が発生している。

アライグマについては、主に宮若市、直方市において家庭菜園における農業被害及び家屋侵入などの生活被害が報告されており、今後、管内で農作物被害や生活環境被害が拡大することが予想される。

アナグマは、直轄地域全域で目撃情報が相次いでおり、現時点では農業への被害報告はほとんどないが、生活環境被害の報告があがっている。

カワウについては、放流したアユが捕食されたとの報告もある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（元年度）	目標値（5年度）
イノシシ	被害金額	29,258 千円	26,332 千円
	被害面積	17.77ha	15.99ha
シカ	被害金額	6,438 千円	5,794 千円
	被害面積	6.19ha	5.57ha
カラス	被害金額	226 千円	158 千円
	被害面積	0.03ha	0.02ha
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カワウ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会に有害捕獲を委託し、予察捕獲及び対処捕獲を実施している。</p> <p>イノシシ用箱わなを国庫事業等を活用して導入し、猟友会の駆除班と連携して被害防止に取り組んでいる。</p> <p>狩猟免許取得の推進を図っている。</p>	<p>捕獲従事者の高齢化や、後継者不足で捕獲隊員数が減少しているため、隊員の育成・確保が急務である。</p> <p>農家減少により耕作放棄地が増加している。</p> <p>有害鳥獣の個体数が増加傾向にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国庫事業の活用により侵入防止柵（ワイヤメッシュ柵及び電気柵）の整備を実施している。</p>	<p>国庫事業により防止柵の整備を進めているが、個人で設置している箇所もまだ残っているため、地域全体で取り組むことによる効果などを周知し、意識改革を行うことにより被害防除の推進を図る。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

年々、猟友会も高齢化や後継者不足により会員が減少しているため、狩猟免許取得を推進し、鳥獣被害対策実施隊及び猟友会と連携・協力を図りながら、捕獲従事者の育成に努め、捕獲体制の強化を図り、捕獲対策を進めていく。

地域住民の鳥獣被害防止に対する意識向上を図るための周知活動と併せて、地域を主体とした被害防止柵の整備や放置野菜等の除去も推進していく。このため、国庫事業を中心とした各種事業を活用し、被害防止対策を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

年間の捕獲計画に基づく有害捕獲については、地元猟友会会員を中心とした実施隊員が実施する。
 その他については、市町担当職員のわな免許取得を推進しており、緊急的な捕獲が必要な場合には、担当職員に加え鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲も実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ、シカ、カラス、アライグマ、アナグマ、カワウ	免許取得費用助成等による捕獲従事者の確保及び育成 国庫事業等を活用した捕獲機材の整備 研修会の参加等による捕獲技術の向上
4年度	イノシシ、シカ、カラス、アライグマ、アナグマ、カワウ	免許取得費用助成等による捕獲従事者の確保及び育成 国庫事業等を活用した捕獲機材の整備 研修会の参加等による捕獲技術の向上
5年度	イノシシ、シカ、カラス、アライグマ、アナグマ、カワウ	免許取得費用助成等による捕獲従事者の確保及び育成 国庫事業等を活用した捕獲機材の整備 研修会の参加等による捕獲技術の向上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ・シカについては、福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するための捕獲数を設定。
 アライグマについては、外来生物法に基づく防除の確認を受けた市町については、防除実施計画により、捕獲していく。
 カラス、アナグマ、カワウについては、過去の捕獲実績・生息状況に考慮し算出する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	1,500	1,500	1,500
シカ	500	500	650
カラス	500	500	500
アライグマ	80	80	80
アナグマ	100	100	100
カワウ	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、農作物の被害状況、農業者等からの被害情報等に基づき被害場所を特定し、年間を通して箱わなを主体とした捕獲を重点的に実施する。</p> <p>シカについては銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。</p> <p>アライグマ、アナグマ、カラス、カワウについては農作物等の被害状況に応じて適宜実施。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ シカ	防護ネット（使用済みのり網活用） 2,000m 電気柵 1,412m ワイヤーメッシュ柵 60,330m	防護ネット（使用済みのり網活用） 2,000m 電気柵 10,979m ワイヤーメッシュ柵 21,012m	防護ネット（使用済みのり網活用） 2,000m 電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 25,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	イノシシ、シカ カラス、アライグマ、 アナグマ、カワウ	耕作放棄地の解消及び農地の適正管理の啓発 生息状況の情報収集 緩衝帯の整備・追払い活動・忌避剤の使用
4年度	イノシシ、シカ カラス、アライグマ、 アナグマ、カワウ	耕作放棄地の解消及び農地の適正管理の啓発 生息状況の情報収集 緩衝帯の整備・追払い活動・忌避剤の使用
5年度	イノシシ、シカ カラス、アライグマ、 アナグマ、カワウ	耕作放棄地の解消及び農地の適正管理の啓発 生息状況の情報収集 緩衝帯の整備・追払い活動・忌避剤の使用

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

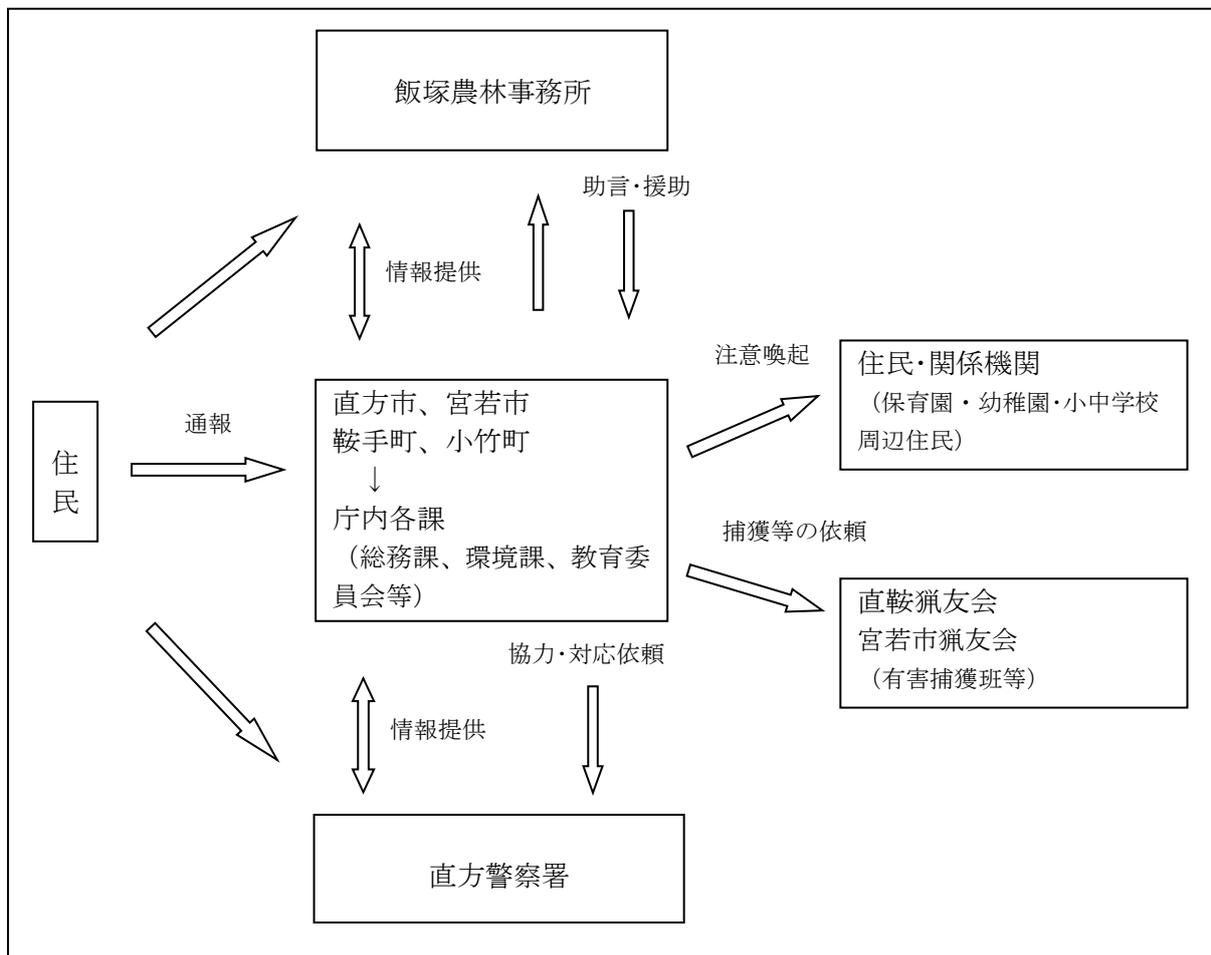
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮若市農政課 直方市農業振興課 鞍手町農政環境課 小竹町農政環境課	住民及び関係機関への注意喚起・情報提供、猟友会と協力し追払い・捕獲等の実施
直方警察署	情報提供、住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、追払い・捕獲等の協力
直鞍猟友会、宮若市猟友会	追払い、捕獲等の実施及び助言・指導
福岡県飯塚農林事務所農山村振興課	情報提供、技術的な助言及び必要な援助

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は、基本的には捕獲現場で埋設しているが、一部は狩猟者が持ち帰り食肉として利活用している。なお、自家消費する場合の残滓については埋設及び焼却処理施設への持ち込みにより適切に処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

当協議会管轄市町内には、個人の所有する食肉処理加工施設しかないため、協議会としての流通販売は困難であり、食肉利用可能な個体については、狩猟者において解体処理を行い食肉として自家消費に仕向ける等、有効活用に努める。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
直方市・宮若市・鞍手町・小竹町	被害防止対策に関する計画及び構成機関との調整
直鞍猟友会・宮若市猟友会	鳥獣の駆除及び育成状況等の情報提供
直鞍農業協同組合	農作物の被害状況等の情報提供
福岡県飯塚農林事務所 飯塚普及指導センター	被害防止策に関する技術的指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
飯塚農林事務所鳥獣被害対策主務課	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊による有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、猟友会と連携・協力を図りながら捕獲対策を推進する。

令和4年12月末現在実施隊員数

(直方市)市職員	4名	民間隊員	28名
(宮若市)市職員	4名	民間隊員	40名
(小竹町)町職員	4名	民間隊員	3名
(鞍手町)町職員	2名	民間隊員	0名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町等との情報交換により、対象鳥獣の生息や行動の把握等、情報共有に努める。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

福岡県と協力し、使用済みのり網の防護用ネットとしての活用を図る。また、高齢化等により、捕獲従事者が減少傾向にあることから、補助事業を活用した人材育成により担い手の確保に努める。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。